

計画作成年度	令和7年度
計画主体	黒潮町

黒潮町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 黒潮町 海洋森林課
所在地 高知県幡多郡黒潮町佐賀 1092-1
電話番号 0880-55-3115
FAX番号 0880-55-2851
メールアドレス kaiyoshinrin@town.kuroshio.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、サル、カラス、ハクビシン、タヌキ、アナグマ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	高知県幡多郡黒潮町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積 (a)	被害金額 (千円)
イノシシ	稲	195	2,048
	豆類	4	11
	果樹	20	1,285
	野菜	13	915
	いも類	15	848
	工芸作物	5	63
	小計	252	5,170
シカ	稲	—	—
	豆類	—	—
	果樹	2	129
	野菜	—	—
	いも類	—	—
	工芸作物	—	—
	小計	2	129
サル	稲	—	—
	豆類	—	—
	果樹	—	—
	野菜	—	—
	いも類	—	—
	工芸作物	—	—
	小計	—	—
カラス	稲	—	—
	豆類	—	—
	果樹	3	193
	野菜	—	—
	いも類	—	—
	工芸作物	—	—
	小計	3	193

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害面積 (a)	被害金額 (千円)
ハクビシン	稲	—	—
	豆類	—	—
	果樹	5	3 2 1
	野菜	—	—
	いも類	5	2 8 3
	工芸作物	—	—
	小計	1 0	6 0 4
タヌキ	稲	—	—
	豆類	—	—
	果樹	—	—
	野菜	2	1 4 1
	いも類	—	—
	工芸作物	—	—
	小計	2	1 4 1
アナグマ	稲	—	—
	豆類	—	—
	果樹	7	6 3 0
	野菜	—	—
	いも類	—	—
	工芸作物	—	—
	小計	7	6 3 0
合 計		2 7 6	6, 8 6 7

(2) 被害の傾向

イノシシ

・イノシシによる被害は、一年間を通して水稻、果樹、イモ類、野菜など農作物全般への食害が多く発生している。また、林道等の路肩を掘り返したり、山裾の住宅地に出没する事例もあり、石垣を損壊する被害も発生している。

令和6年度は捕獲頭数が増加し、令和元年度に次ぐ捕獲頭数を記録したが、令和7年度の捕獲頭数は、前年度の約25%に減少した。気象条件により生息数に変動があり、それに比例して被害額も変動している。

シカ

・当町では捕獲頭数および被害については、まだ少ないが果樹などの樹皮の食害が年々増加傾向にある。近隣市町村では捕獲頭数、被害が多くなっており、当町においても危惧している。

サル
・当町では近隣市町村で生息する群れからはぐれたサルが単独で行動し、野菜等に被害を及ぼしている。現在被害は少ないが、今後生息数が増え被害が増えることを危惧している。
カラス
・捕獲頭数および被害については少ないが、田野浦・出口地区の果樹（ミカン）が集中的に被害に遭うケースが増えており、危惧している。
ハクビシン
・町内全域で1年間を通して農作物への食害が多く発生している。また住宅区域での目撃や敷地内の糞害等の生活被害に関する相談もあり、捕獲頭数、被害額も増加傾向のため危惧している。
タヌキ
・ハクビシンと同様に町内全域で1年間を通して農作物への食害が多く発生している。また住宅区域での目撃や敷地内の糞害等の生活被害に関する相談もあり、捕獲頭数、被害額も増加傾向のため危惧している。
アナグマ
・山裾の住宅地を中心に1年間を通して農作物への食害が多く発生している。捕獲頭数、被害額は増加傾向にあり、危惧している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
被害金額		
イノシシ	5, 170千円	3, 618千円
シカ	129千円	90千円
サル	0千円	0千円
カラス	193千円	135千円
ハクビシン	604千円	422千円
タヌキ	141千円	98千円
アナグマ	630千円	441千円
被害面積		
イノシシ	252a	175a
シカ	2a	1a
サル	0a	0a
カラス	3a	2a
ハクビシン	10a	7a
タヌキ	2a	1a
アナグマ	7a	4a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>【捕獲体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区猟友会へ有害捕獲を依頼した。被害が著しい場合や、人的被害が想定される場合は、鳥獣被害対策実施隊の出動を要請し、被害の軽減に努めた。 <p>【捕獲機材の導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イノシシ等対策として、令和5年度から令和7年度に町の補助事業で申請のあった集落にイノシシ頭捕獲檻を24基導入した。 <p>【その他捕獲に関する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イノシシ5,000円、シカ10,000円、サル30,000円、カラス1,000円、ハクビシン2,000円、ヌキ・アガマ2,000円の捕獲報奨金制度を設け、平成25年度から県補助事業によりイノシシ、シカにそれぞれ7,000円を加算追加して、被害防止に努めている。 ・ 県のくくりわな配布事業により、令和5年度に159個を捕獲従事者に配布し被害防止に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢化等による捕獲従事者の減少、新たな従事者の確保が必要である。 ・ イノシシ等の捕獲頭数が増加しているため、全体頭数を減少させる対策が必要である。 ・ イノシシとシカの肉の有効利用を検討する必要がある。 ・ サルの被害の発生に備えて、初動体制（追い払い）を整える必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	<p>【進入防止柵の設置・管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イノシシ、シカ等対策とし、令和5年度から令和7年度に国・県補助事業等を活用し、申請のあった集落に溶接金網柵を16,901m設置した。 また、町補助事業で溶接金網柵と電気柵等を13,502m設置した。 <p>【被害防止技術・知識の普及】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町広報に鳥獣被害対策の啓発記事を掲載した。 また、狩猟免許試験の記事も併せて掲載し、住民の免許取得への意識を促した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山間部や防護柵の未設置区域には、イノシシによる被害が相次いで発生しており、集落全体をあげての防護柵の設置をすることが必要である。 ・ 海岸沿いは塩害のため、溶接金網柵の経年劣化による腐食が激しく、施設管理（補修作業）がより一層必要である。
生息環境管理その	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中山間地域等直接支払交付金事業及び多面的機能支払交付金事業を 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業従事者の高齢化により、共同作業の実施が困難になっている。

他の取組	活用して、耕作放棄地の解消と里山と農地間の除草作業に進め、緩衝帯の維持管理を実施した。
------	---

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度より開始した狩猟免許取得促進事業を継続し、狩猟者の高齢化、担い手不足の解消を図る。 ・町全体では防護柵の数が不足しているため、防護柵等の設置を促進する。 ・設置後の防護柵の経年劣化による腐食については、施設管理（補修作業）を行う。 ・捕獲による被害防止対策として、捕獲檻やくくりわなの設置を促進する。 ・被害防止等に関する知識の普及等に積極的に取り組むこととする。内容として、町の広報誌への掲載や協議会を中心に研修会、講演会等を通じて、地域住民の鳥獣害対策についての意識改革や地域ぐるみで取り組む機運の醸成に努める。 ・鳥獣被害対策実施隊を中心に捕獲、追い払いの充実をはかり被害防止対策を実施する。 ・近隣（隣接）市町である四万十市及び四万十町と連携し、シカの連携捕獲を毎年1回実施する。 ・中山間地域等直接支払交付金事業及び多面的機能支払交付金事業を活用し、耕作放棄地の解消と里山と農地間の緩衝帯の維持管理を実施する。
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>黒潮町から各狩猟者へ発行する有害鳥獣捕獲許可証は、中村地区猟友会の町内各支部長から所属の猟友会員に周知し、支部長が代表して鳥獣捕獲等許可申請書を提出している。申請を受けた黒潮町から各狩猟者へ捕獲許可証を発行し、捕獲活動を実施している。併せて、有害鳥獣捕獲従事者全員を黒潮町鳥獣被害対策実施隊の隊員に任命している。</p> <p>また、農家等から有害鳥獣による被害の報告があった場合、鳥獣被害対策専門員・町職員並びに鳥獣保護管理員が現地を立会した後、被害地域周辺の猟友会メンバーに連絡し、猟友会メンバーや鳥獣被害対策実施隊による、捕獲・追い払いを行っている。</p>

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ シカ サル カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・猟友会との連携を強化し、新規狩猟免許取得者の確保と育成のための捕獲技術講習会などを開催する。 ・狩猟免許試験の日程を町の広報誌に掲載することと併せて、狩猟免許取得促進事業を周知し、免許取得の啓発を図る。

	ハクビシン ヌキ・アナグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・対象鳥獣については、狩猟期間外に捕獲したものについて報償金を出すようにし、捕獲の促進を図る。 ・シカについては、狩猟期間内に捕獲したものについても報償金を出すようにし、捕獲の促進を図る。 ・引き続き、町単独事業補助金として有害獣捕獲檻整備事業を実施し、補助申請のあった集落に捕獲檻購入費用の補助を実施する。
令和9年度	イノシシ シカ サル カラス ハクビシン ヌキ・アナグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・猟友会との連携を強化し、新規狩猟免許取得者の確保と育成のための捕獲技術講習会などを開催する。 ・狩猟免許試験の日程を町の広報誌に掲載することと併せて、狩猟免許取得促進事業を周知し、免許取得の啓発を図る。 ・対象鳥獣については、狩猟期間外に捕獲したものについて報償金を出すようにし、捕獲の促進を図る。 ・シカについては、狩猟期間内に捕獲したものについても報償金を出すようにし、捕獲の促進を図る。 ・引き続き、町単独事業補助金として有害獣捕獲檻整備事業を実施し、補助申請のあった集落に捕獲檻購入費用の補助を実施する。
令和10年度	イノシシ シカ サル カラス ハクビシン ヌキ・アナグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・猟友会との連携を強化し、新規狩猟免許取得者の確保と育成のための捕獲技術講習会などを開催する。 ・狩猟免許試験の日程を町の広報誌に掲載することと併せて、狩猟免許取得促進事業を周知し、免許取得の啓発を図る。 ・対象鳥獣については、狩猟期間外に捕獲したものについて報償金を出すようにし、捕獲の促進を図る。 ・イノシシとシカは、狩猟期間内に捕獲したものについても報償金を出すようにし、捕獲の促進を図る。 ・引き続き、町単独事業補助金として有害獣捕獲檻整備事業を実施し、補助申請のあった集落に捕獲檻購入費用の補助を実施する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>イノシシ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲頭数は年々増加しており、令和4年度は1,053頭、令和5年度は726頭、令和6年度は1,211頭を捕獲した。近隣市町村の動向、町内の状況をみても依然として農作物への被害は続いており今後減少は考えにくく、その事を踏まえ捕獲計画数を1,000頭とする。

シカ

・捕獲頭数は、令和4年度は211頭、令和5年度は174頭、令和6年度は172頭を捕獲し、高止まりの傾向にあり今後も増加することが想定される。近隣市町村でも捕獲頭数、被害が多くなっており、これらの事を考慮して、捕獲計画数を200頭とする。

サル

・捕獲頭数は、令和4年度から令和6年度までは実績がないが、出没の目撃情報は数件ある。被害はまだ無いが、近隣市町村では捕獲頭数・被害が多くなっており、周期的に被害発生傾向にある。又、行動範囲が広いことから当町に群れの襲来を想定して早期の追い払い行動を実施する必要がある。これらの事を考慮して、捕獲計画数を2頭とする。

カラス

・捕獲羽数は、令和4年度が38羽、令和5年度が14羽、令和6年度は20羽、減少傾向ではあるが、被害額は年々増加傾向にあり、特に果樹（ミカン）の被害が深刻となっている。これらの事を考慮して、捕獲計画数を25羽とする。

ハクビシン

・捕獲頭数は、令和4年度が109頭 令和5年度が89頭、令和6年度が279頭 年々増加傾向にあり、農作物全般への被害が深刻となっている。これらの事を考慮して、捕獲計画数を160頭とする。

タヌキ

・捕獲頭数は、令和4年度が401頭、令和5年度が172頭、令和6年度が550頭 年々増加傾向にあり、農作物全般への被害が深刻となっている。これらの事を考慮して、捕獲計画数を380頭とする。

アナグマ

・捕獲頭数は、令和4年度が63頭、令和5年度が31頭、令和6年度が103頭 年々増加傾向にあり、農作物全般への被害が深刻となっている。これらの事を考慮して、捕獲計画数を70頭とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	1,000	1,000	1,000
シカ	200	200	200
サル	2	2	2
カラス	25	25	25
ハクビシン	160	160	160
タヌキ	380	380	380
アナグマ	70	70	70

捕獲等の取組内容
<p>・イノシシ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ 農作物の被害を防止するため、4月1日から11月14日まで町内全域で銃・わなによる予察捕獲を行う。</p> <p>・シカ イノシシ同様、農作物の被害を防止するため、4月1日から11月14日まで町内全域で銃・わなによる予察捕獲を行う。また、猟期期間内においてもシカについては捕獲報償金を支払うようにして捕獲を促進する。</p> <p>・サル 周期的に出没し農作物に被害を及ぼすため、出没時にネットや銃による予察捕獲を行う。</p> <p>・カラス 農作物の被害を防止するため、4月1日から11月14日まで、町内全域でネットやわな、銃による予察捕獲を行う。</p> <p>・捕獲報償金 イノシシ 5,000 円、シカ 10,000 円、サル 30,000 円、カラス 1,000 円、ハクビシン 2,000 円、タヌキ・アナグマ 2,000 円を支出（町費）する。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
シカやイノシシの捕獲の場合、遠方からの射撃でないと標的に気づかれやすい。そのため、ライフル銃の弾丸は、小枝等に接触しても命中する確立が高いので、ライフル銃の使用が必要である。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	金網柵 10,000m	金網柵 10,000m	金網柵 10,000m
シカ	電気柵 1,000m	電気柵 1,000m	電気柵 1,000m
サル	ネット網 500m	ネット網 500m	ネット網 500m
カラス	トタン 500m	トタン 500m	トタン 500m
ハクビシン			
タヌキ			
アナグマ			

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ シカ サル カラス ハクビシン タヌキ アナグマ	高知県鳥獣被害防止総合対策事業補助金及び黒潮町有害鳥獣被害防除対策事業費補助金を活用して設置した柵等については、設置地区及び事業者が、黒潮町鳥獣被害防止対策協議会と取り決めた維持管理に関する要件に基づき、適正な維持管理を実施する。	高知県鳥獣被害防止総合対策事業補助金及び黒潮町有害鳥獣被害防除対策事業費補助金を活用して設置した柵等については、設置地区及び事業者が、黒潮町鳥獣被害防止対策協議会と取り決めた維持管理に関する要件に基づき、適正な維持管理を実施する。	高知県鳥獣被害防止総合対策事業補助金及び黒潮町有害鳥獣被害防除対策事業費補助金を活用して設置した柵等については、設置地区及び事業者が、黒潮町鳥獣被害防止対策協議会と取り決めた維持管理に関する要件に基づき、適正な維持管理を実施する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ シカ サル カラス ハクビシン タヌキ アナグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金を活用し、捕獲檻やくくりわなの設置を促進する。 ・町の広報や配布物を使い、被害防止に関する知識の普及及び住民の被害対策の意識の向上を図る。 ・中山間地域等直接支払交付金事業及び多面的機能支払交付金事業を活用して被害集落内の藪の刈払い等の里山整備や放任果樹の除去の推進を進める。 ・猟友会との連携強化し、新規狩猟免許取得者の確保と育成のための捕獲技術講習会などを開催する。
令和9年度	イノシシ シカ サル カラス ハクビシン タヌキ アナグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金を活用し、捕獲檻やくくりわなの設置を促進する。 ・町の広報や配布物を使い、被害防止に関する知識の普及及び住民の被害対策の意識の向上を図る。 ・中山間地域等直接支払交付金事業及び多面的機能支払交付金事業を活用して被害集落内の藪の刈払い等の里山整備や放任果樹の除去の推進を進める。 ・猟友会との連携強化し、新規狩猟免許取得者の確保と育成のための捕獲技術講習会などを開催する。
令和10年度	イノシシ シカ サル	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金を活用し、捕獲檻やくくりわなの設置を促進する。 ・町の広報や配布物を使い、被害防止に関する知識の普及及び住民の被害対策の意識の向上を図る。

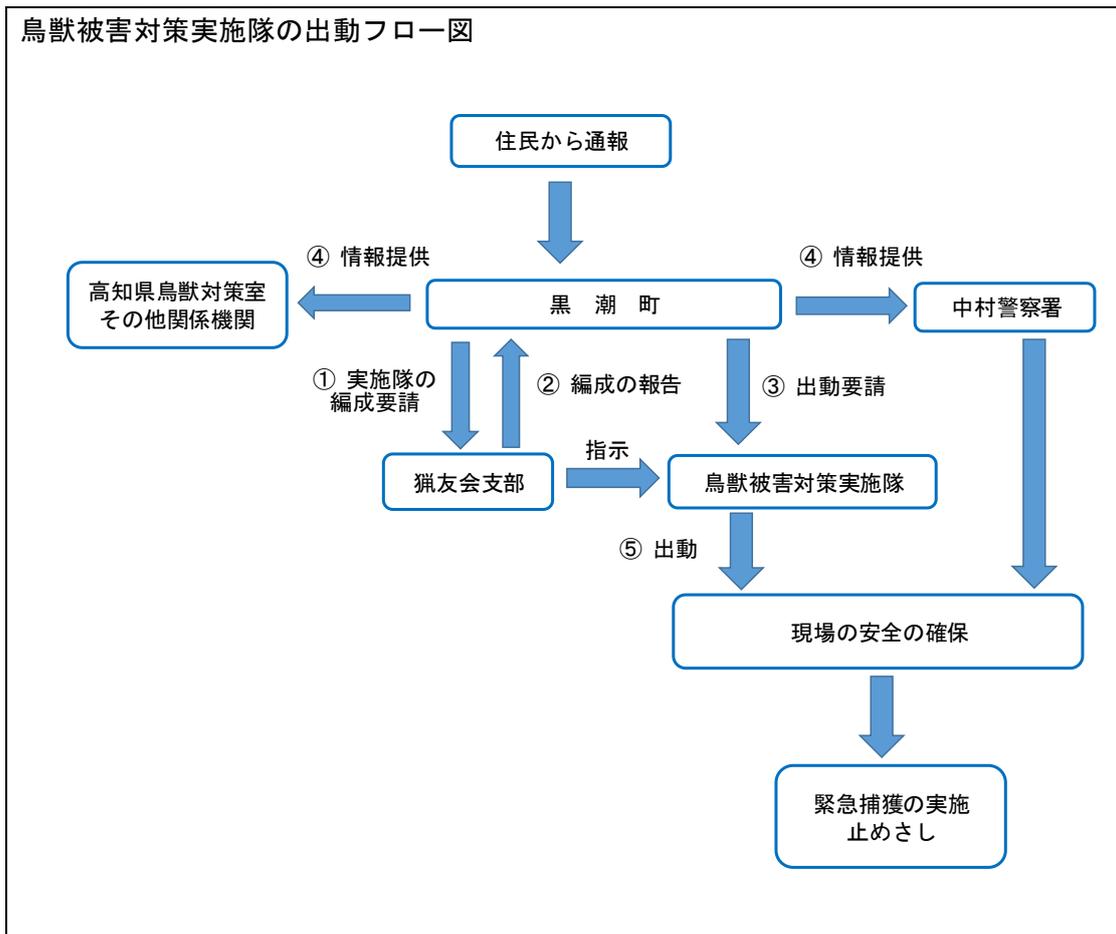
	カラス ハクビシン タヌキ アナグマ	・ 中山間地域等直接支払交付金事業及び多面的機能支払交付金事業を活用して被害集落内の藪の刈払い等の里山整備や放任果樹の除去の推進を進める。 ・ 猟友会との連携強化し、新規狩猟免許取得者の確保と育成のための捕獲技術講習会などを開催する。
--	-----------------------------	--

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
鳥獣被害対策実施隊	地域巡回、情報収集・提供、捕獲班の調整・出動
猟友会	地域巡回、情報収集・提供
鳥獣保護管理員	地域巡回、情報収集・提供
農業協同組合	地域巡回、情報収集・提供
森林組合	地域巡回、情報収集・提供
黒潮町	各関係機関との連絡・調整、情報収集・提供
中村警察署	地域巡回、情報収集・提供、警戒、広報
高知県（鳥獣被害対策専門員を含む）	各関係機関との連絡・調整、情報収集・提供

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、各自で埋設、または食用として適切な処理を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲したイノシシ、シカは、町内に加工施設やジビエ料理店がなく食肉の流通が乏しいため、捕獲者個人による自家消費を行う。
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし

その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等での と体給餌、学術研究等)	該当なし
--	------

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	黒潮町有害鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
中村地区猟友会大方支部	大方地域における有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。
” 佐賀支部	佐賀地域における有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。
鳥獣保護管理員	黒潮町内における有害鳥獣関連情報の提供。
区長会	地域の意見を集約し、協議会に反映する。
高知県農協大方支所	大方地域内の営農指導を通して、被害対策の技術、情報提供を行う。
” 佐賀出張所	佐賀地域内の営農指導を通して、被害対策の技術、情報提供を行う。
高知県農業共済組合西部支所	黒潮町内及び幡多地域内の鳥獣害による水稲被害の関連情報の提供を行う。
幡東森林組合	森林管理を通して、被害対策の技術、情報提供を行う。
黒潮町農業委員会	農家からの意見を集約して、協議会に反映する。
黒潮町議会	町民からの意見を集約して、協議会に反映する。
高知県幡多農業振興センター	県からの情報提供、アドバイザーとして助言・援助。
黒潮町海洋森林課	鳥獣害防止計画の作成、協議会の事務局と協議会の運営。
鳥獣被害対策専門員	鳥獣被害を把握し、被害対策の講習会及び技術指導、情報提供を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
高知県中山間地域対策課 鳥獣対策室	鳥獣被害対策の実施指導と情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置日：平成25年4月1日 委嘱日：令和7年4月1日 任期：3年間、但し再任を妨げない。 構成：民間隊員 108名（うち、対象鳥獣捕獲員 108名） 町職員 2名（うち、対象鳥獣捕獲員 0名） 規模：民間隊員（大方地区84名、佐賀地区24名、合計108名） 実施隊が行う被害防止策 ：集落点検見回り、対象鳥獣捕獲、追い払い、生息・被害調査 事務局：黒潮町役場 海洋森林課

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

狩猟期には、町内猟友会を6支部に編成し、有害捕獲では狩猟登録者を7班に編成し許可証を発行、連携して捕獲活動に従事し被害防止対策を行う。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

市街地へのイノシシの出没による人的被害が懸念される場合には、高知県、中村警察署、鳥獣被害対策実施隊、鳥獣保護管理員に連絡し、銃による射殺（捕獲）を行う。 また、不適切な電気柵の設置を発見した場合には、設置者に撤去を求めるとともに、町内放送、広報等により注意喚起を行う。
